

京都市消防局訓令乙第9号

各 部
防 災 危 機 管 理 室
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防局担当局長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成22年3月31日

京都市消防局長 三 浦 孝 一

別表第1課長（予防課長，指導課長，違反对策課長，防災課長及び危機管理課長を除く。）の項中第12号を第15号とし，第6号から第11号までを3号ずつ繰り下げ，第5号の次に次の3号を加える。

(6) 1件100,000円以下の支出決定に関する事。

(7) 1件100,000円以下の物品等の調達決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関する事。

(8) 単価契約済みの物品等の調達契約に関する事。

別表第1予防課長，指導課長，違反对策課長，防災課長及び危機管理課長の項中第11号を第14号とし，第6号から第10号までを3号ずつ繰り下げ，第5号の次に次の3号を加える。

(6) 1件100,000円以下の支出決定に関する事。

(7) 1件100,000円以下の物品等の調達決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関する事。

(8) 単価契約済みの物品等の調達契約に関する事。

別表第1消防署長の項中第10号を第12号とし，第9号を第11号とし，第8号

を第10号とし、第7号を第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) 単価契約済みの物品等の調達契約に関すること。

別表第1消防署長の項中第6号の次に次の1号を加える。

(7) 1件100,000円以下の支出決定に関すること。

別表第2庶務課長の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第20号までを1号ずつ繰り上げ、同表施設課長の項第5号中「自動車重量税」に右に「(道路運送車両法第8条第1項の規定による新規登録に係る自動車検査証の交付の際に納付するものに限る。)」を加え、同項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第16号までを1号ずつ繰り上げ、同表人事課長の項第13号中「児童手当法による」を削り、「児童手当」の右に「及び子ども手当」を加え、同表装備課長の項に次の1号を加える。

(2) 自動車重量税（施設課長の項第5号に係るものを除く。）の支出決定に関すること。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

(消防局総務部企画課)